

最高裁秘書第2652号

令和4年9月13日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 堀 田 真 哉

司法行政文書の開示についての通知書

令和4年6月10日付け（同月13日受付、第040205号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり情報を提供することとしましたので通知します。

記

1 提供する司法行政文書の情報等

- (1) 令和4年5月26日付け最高裁判所事務総局人事局総務課長事務連絡抜粋（両面で1枚）
- (2) 令和3年6月9日付け最高裁判所事務総局人事局総務課長事務連絡抜粋（片面で1枚）
- (3) 令和3年5月20日付け最高裁判所事務総局人事局総務課長事務連絡抜粋（片面で1枚）

2 提供の実施方法

写しの送付

令和4年諸要求期第2回人事局総務課長交渉

大項目

中項目

小項目

回 答

- 全国で統一的に行うべき裁判事務の事務処理については、基本となる事務処理要領を最高裁が整備すること。

【全国統一的に行う事務処理要領の整備】

民事手続では、ウェブ会議等のITツールを活用した争点整理手続の運用（フェーズ1）を順次開始するにあたり、最高裁において各種利用マニュアル等を整備して各庁に配布し、その後も必要に応じて各種マニュアルの改定を行うなどしている。令和2年4月に施行された民事執行法に関しては、法改正に伴い新たに加えられた各種の事務の要点や流れの説明資料を作成し、各庁に配布したほか、執務資料も各庁に配布した。その他、「表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律」や「新型インフルエンザ等対策特別措置法」等にかかる事務についても、執務の参考となる資料を作成し、各庁に配布したところである。

令和4年諸要求期第2回人事局総務課長交渉

大項目

中項目

小項目

回 答

刑事手続では、令和3年7月1日から全国的な運用が開始された勾留質問手続における遠隔通訳について、最高裁において事務の概要等をとりまとめ、職員への周知を行った。

本年4月に施行された少年法等の一部改正については、規則・規程等の改正に関する情報提供を行ったほか、書記官事務の留意点等を整理した執務資料を職員へ周知し、また、同改正に伴う刑事手続の事務への影響についても、事務処理上の留意点を整理し、職員への周知を行っている。

今後も、新たな制度が導入される際や事務処理を大幅に変更する必要がある場合には、引き続き、必要に応じて、最高裁においてマニュアルや執務の参考となる資料等を作成し、職員へ周知するなど適切に対応していきたいと考えている。

令和3年諸要求期三局一課交渉(総務局)

大項目

中項目

小項目

回 答

○ 全国統一的にお
こなう事務処理につ
いて、各庁のマニュ
アルの基礎となる部
分については最高裁
において整備するこ
と。

【各種事件の具体的な事務処理の支援】

各種事件の具体的な事務処理については、各庁各部署の実情に応じて適切に行われているものと認識
しているが、最高裁においては、適切な事務処理を支援するために、執務の参考となる事項を必要に応
じて示してきているところである。

令和3年諸要求期第2回人事局総務課長交渉

大項目

中項目

小項目

回 答

- 全国統一的におこなう事務処理について、各庁のマニュアルの基礎となる部分については最高裁において整備すること。

【全国統一的に行う事務のマニュアル整備】

各種事件の具体的な事務処理については、各庁各部署の実情に応じて適切に行われているものと認識しているが、最高裁においては、適切な事務処理を支援するために、執務の参考となる事項を必要に応じて示してきているところである。